

鹿児島工業高等専門学校学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則

第1章 定期試験

第1条 定期試験は、各学期末に実施する。

2 中間試験は、必要のある授業科目（以下「科目」という。）について各学期の中間に実施する。

3 第1項の規定にかかわらず、平素の成績で評価のできる科目は、定期試験を行わないことがある。

第2条 病気、忌引、その他やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者に対しては、本人の願出により追試験を行うことがある。

第2章 学業成績評価

第3条 学業成績（以下「成績」という。）の評価は、出席時数が所定の授業時数の5分の4以上の科目についてのみ行う。

2 出席時数の算出方法については、別に定める。

第4条 成績は、定期及びその他の試験、学習態度、出席状況等を総合して科目ごとに原則として100点法で評価する。

2 成績を100点法で評価しない科目については、別に定める。

第5条 学期末には、その学期の成績を評価する。

2 通年で開講される科目の学年の成績は、各学期の成績に基づいて学年末に評価する。

3 一つの学期で終了する科目の学年の成績は、原則としてその学期末の成績とする。

4 学期末、または学年末の成績の評価について必要な事項は、別に定める。

第6条 学年の成績の評価は、次の各号のとおりとする。

(1) 100点法で評価する科目

優 80点から100点まで

良 70点から79点まで

可 60点から69点まで

不可 59点以下

(2) 100点法で評価しない科目

合 合格

否 不合格

第7条 定期試験及び中間試験において不正行為を行った者は、その時以降の当該試験中の受験を停止させ、その期間中に実施された全科目の得点は0点とする。

- 2 定期試験及び中間試験を正当な理由なく受けなかった者の当該科目試験評価は0点とする

第3章 修得及び単位の認定

第8条 学年の成績の標語が、優・良・可・合のいずれかである科目に対しては、その科目を修得したものとして所定の単位を認定する。

- 2 修得単位数には、鹿児島工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第27条、第31条及び第32条の規定により認定された単位数も含めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、現学年に留められた者の当該学年の科目については、別に定める科目を除き、再履修するものとする。

第8条の2 学則第14条第2項の別表第1に規定する特別学修A及び同項の別表第2に規定する特別学修Bについては、各種技能検定試験等のうち、本校が、教員の指導の下に学習し、合格した場合に単位の修得を認定することが適当であると認めるものであって、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

- 2 前項に規定する特別学修A又は特別学修Bについては、本校における授業科目の修得とみなし、申請により、所定の単位の修得を認定するものとする。ただし、単位の修得を認定することのできる技能検定試験等は、本校在学中に合格したものに限る。
- 3 特別学修A及び特別学修Bとして認定する単位数は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

第8条の3 学則第32条第1項に規定する、その他文部科学大臣が別に定める学修の、本校における授業科目の履修とみなすことのできる科目を、特別学修Cとし、各種技能検定試験等のうち、別表第3に定めるとおりとする。

- 2 前項に規定する特別学修Cについては、申請により、所定の単位を認定するものとする。ただし、単位の修得を認定することのできる技能検定試験等は、本校在学中に合格したものに限る。
- 3 特別学修Cとして認定する単位数は、別表第3に定めるとおりとする。
- 4 第2項の規定に基づき、単位修得の認定を受けようとする者は、特別学修単位認定申請書（別紙様式）に、単位の認定を受けようとする技能検定等の合格を証する書類を添付して、校長に申請しなければならない。
- 5 第2項により認定された単位は、学則第14条第2項の別表第1又は別表第2の定めるB群科目の修得単位とみなす。

第8条の4 第8条の2第2項及び前条第2項の規定により認定された単位の取扱いは、別表第4のとおりとする。

- 2 学則第31条第1項及び第32条第1項の規定により認定された単位の取扱いは、別表第5のとおりとする。
- 3 第8条の2第1項及び前条第1項に規定する技能検定試験等のうち複数の階級のある

ものについて、同時に複数の階級に合格した場合には、別表第1及び別表第2並びに別表第3において上位の階級について定められた単位数を認定する。

- 4 第8条の2第1項及び前条第1項に規定する技能検定試験等のうち複数の階級のあるものについて、下位の階級に合格した後に、上位の階級に合格した場合は、別表第1及び別表第2並びに別表第3に定められた上位の階級に対応する単位数から下位の階級に対応する単位数を控除した単位数を認定する。
- 5 第8条の2第1項に規定する特別学修A及び第8条の3第1項に規定する特別学修Cについて、卒業の要件を満たすための単位として認定できる単位数は合わせて12単位を超えないものとする。

第4章 課程修了の認定

第9条 学年の課程修了の認定は、進級判定会議又は卒業判定会議において審議の上、校長が行う。

第10条 第1学年から第4学年については、次の各号のうち当該学年に関わる要件を満たした者は、その学年の課程を修了した者と認める。

- (1) 当該学年中に出席日数が出席すべき日数の3分の2以上である者
- (2) 当該学年の必修科目の単位をすべて修得した者
- (3) 第1学年末において、修得単位の合計が一般科目17単位を含んで25単位以上の者
- (4) 第2学年末において、第1学年からの修得単位の累計が一般科目43単位を含んで58単位以上の者
- (5) 第3学年末において、第1学年からの修得単位の累計が一般科目60単位を含んで98単位以上の者
- (6) 第4学年末において、第1学年からの修得単位の累計が一般科目65単位を含んで136単位以上の者
- (7) 当該学年で実施された特別活動の出席時数が所定の時数の5分の4以上である者

第11条 次の各号に該当する者は、第5学年の課程を修了した者と認める。

- (1) 当該学年中に出席した日数が出席すべき日数の3分の2以上である者
- (2) 当該学年の必修科目の単位をすべて修得した者
- (3) 学科が指定する科目の単位を修得している者
- (4) 当該学年までに一般科目75単位、専門科目82単位を含んで167単位以上修得している者

第12条 前2条の出席すべき日数は、学則に規定する休業日以外のすべての日数とする。

第13条 第1学年から第4学年までの各学年の課程を修了した者は、それぞれ上級学年に進級させる。

第 14 条 削除

第 15 条 第 9 条の規定にかかわらず、退学する者の取扱いについては、校長が別に定める。

第 5 章 再試験

第 16 条 進級者の不可の科目については原則として再試験を行い、進級者の否の科目については再試験を行わない。

- 2 再試験を行わなくてもよい科目については、別に定める。
- 3 再試験は原則として前年の定期試験と同様の形態で行い、定期試験を行わない科目の場合は、他の適切な形態で実施する。
- 4 再試験は原則として 100 点法で評価し、60 点以上の場合に単位修得を認定する。

第 17 条 再試験による単位修得の認定は進級判定会議又は卒業判定会議において行う。

第 18 条 再試験によって修得した科目の評価は、60 点とする。

第 6 章 追評価試験

第 19 条 各学期末の定期試験後に算出した総合評価が 60 点未満の者については、成績報告期限までに追評価試験を実施することがある。

- 2 追評価試験について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 52 年度の第 2 学年以上に係る者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 附則のただし書きを削る。
- 3 昭和 53 年度の第 3 学年以上に係る者については、学業成績の評価並びに課程修了の認定に関する規定(Ⅱ)を適用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学業成績の評価並びに課程修了の認定に関する規定(Ⅱ)は廃止する。

附 則

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 3 年 11 月 22 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 9 年 3 月 31 日において現に在学するもの(以下この項において「在学者」という。)及び平成 9 年 4 月 1 日以降において、在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者は、改正後の第 10 条及び第 11 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に不可となった科目の再試験の評価に関しては、第 18 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 18 年 6 月 16 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 11 月 17 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 18 年 4 月 1 日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 5 月 22 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 26 年 4 月 1 日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日において現に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 26 年 4 月 1 日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第 8 条の 2 及び第 8 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 0 日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

- １ この規則は、令和４年４月１日から施行する。
- ２ 令和４年３月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和４年４月１日以降において、在学者の属する年次に編入学及び転入学する者は、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和５年６月２日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この規則は、令和６年１０月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。

別表第1 特別学修A(令和4年3月31日現在の在学者(以下「在学者」という。))及び令和4年4月1日以降に在学者の属する年次に編入学又は転入学する者適用)

名称・資格・得点		単位数	表記	備考
	TOEIC	850点以上	6	TOEIC
		700-849	4	
		500-699	2	
		400-499	1	
	ドイツ語検定	3級	2	独語検
		4級	1	
	法学検定試験	ベーシック<基礎>コース	2	法学検
	海外語学研修		1	
	海外異文化研修		1	
	教養講座 I			詳細は別途定める

別表第1-2 特別学修A(令和4年4月1日以降の入学者適用)

名称・資格・得点		単位数	表記	備考
	TOEIC	850点以上	6	TOEIC
		700-849	4	
		500-699	2	
		400-499	1	
	ドイツ語検定	3級	2	独語検
		4級	1	
	法学検定試験	ベーシック<基礎>コース	2	法学検
	グローバル・プラクティス	海外語学研修	1	詳細は別途定める
		海外異文化研修	1	
		実践英語プログラム	1	
		グローバルPBL	1	
	リベラルアーツ特別講義 I		1	詳細は別途定める
	リベラルアーツ特別講義 II		1	
	リベラルアーツ特別講義 III		1	

別表第2-1 特別学修B(平成31年3月31日現在の在学者(以下「在学者」という。))及び平成31年4月1日以降に在学者の属する年次に編入学又は転入学する者適用)

名称・資格・得点		単位数	表記	備考
	技術士第一次試験		4	
	水質関係第一種公害防止管理者試験		4	
	危険物取扱者試験	乙種第4類	1	
	陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸上無線 技術士
		2級	2	
	電気主任技術者国家試験	2種	4	電気主任
		3種	2	
	ボイラー技士	2級	1	ボイラー
	工事担任者試験	AI第1～3種	1	工事担任 者
		DD第1～3種		
	情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト	各3	情報処理
		システムアーキテクト		
		プロジェクトマネージャ		
		ネットワークスペシャリスト		
		データベーススペシャリスト		
		エンベデッドシステムスペシャリスト		
		情報セキュリティスペシャリスト		
		ITサービスマネージャ		
	情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2	ⅡはⅠの上位階級、 ⅢはⅡの上位階級とする。 ⅠまたはⅡに合格した 後に最初に取得したⅢ は、第8条の4第4項に該 当するが、その後取得し たⅢについては、第8条 の4第4項を適用しない。
	情報処理技術者試験Ⅰ	基本情報技術者	1	
	2級土木施工管理技術検定試験	学科試験	1	土木施工
	2級建築施工管理技術検定試験	学科試験	1	建築施工
	教養講座Ⅱ			詳細は別途定める

別表第2-2-1 特別学修B(令和4年4月1日以降の入学者適用)

対象学科	名称・資格・得点	単位数	表記	備考
全学科	未来創造特別講義Ⅰ	1		詳細は別途定める
	未来創造特別講義Ⅱ	1		
	未来創造特別講義Ⅲ	1		
	未来創造特別講義Ⅳ	1		

別表第2-2-2 特別学修B(平成31年4月1日以降の入学者適用)

対象学科	名称・資格・得点	単位数	表記	備考
機械 工学科	技術士第一次試験	2		
	危険物取扱者試験	乙種第4類		
	ボイラー技士	2級	ボイラー	
	機械設計技術者	3級	機械設計	
	2次元CAD利用技術者	2級	2次元CAD	
	3次元CAD利用技術者	準1級	3次元CAD	
	システム安全アソシエイト	1	システム安全	
電気電子 工学科	技術士第一次試験	2		
	陸上無線技術士国家試験	1級	陸上無線技術士	
		2級		
	電気主任技術者国家試験	2種	電気主任	
		3種		
	エネルギー管理士国家試験	2	エネルギー管理士	必須基礎区分及び電気分野専門区分の合格に限る 令和4年4月1日以降の入学者から適用
	情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト	情報処理	ⅡはⅠの上位階級、ⅢはⅡの上位階級とする ⅠまたはⅢに合格した後に最初に取得したⅢは、第8条の4第4項に該当するものとするが、その後取得したⅢについては、第8条の4第4項を適用しない
		システムアーキテクト		
		プロジェクトマネージャ		
		ネットワークスペシャリスト		
		データベーススペシャリスト		
		エンベデッドシステムスペシャリスト		
		ITサービスマネージャ		
	情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2	
	情報処理技術者試験Ⅰ	情報セキュリティマネジメント	各1	
		基本情報技術者		
	デジタル技術検定	1級	デジタル	専門科目 制御部門に限る。
		2級		
		3級		3級は3年次までの合格に限る。
電子制御 工学科	技術士第一次試験	2		
	陸上無線技術士国家試験	1級	陸上無線技術士	
		2級		
	電気主任技術者国家試験	2種	電気主任	
		3種		
	情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト	各3	ⅡはⅠの上位階級、ⅢはⅡの上位階級とする ⅠまたはⅢに合格した後に最初に取得したⅢは、第8条の4第4項に該当するものとするが、その後取得したⅢについては、第8条の4第4項を適用しない
		システムアーキテクト		
		プロジェクトマネージャ		
		ネットワークスペシャリスト		
		データベーススペシャリスト		
		エンベデッドシステムスペシャリスト		
		ITサービスマネージャ		
		システム監査技術者		
	情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2	
	デジタル技術検定	1級	デジタル	専門科目 制御部門に限る
		2級		

情報 工学科	陸上無線技術士国家試験	1級	4	陸上無線技術士	1級は2級の上位階層である
		2級	2		
	工事担任者試験Ⅱ	AI・DD総合種	2	工事担任者Ⅱ	工事担任者試験Ⅱは、Ⅰの上位階級とする
	工事担任者試験Ⅰ	AI第1～3種	1	工事担任者Ⅰ	Ⅰの区分による認定は累積上限1単位とする
		DD第1～3種			
	情報処理技術者試験Ⅲ	ITストラテジスト	各3	情報処理	ⅡはⅠの上位階級、ⅢはⅡの上位階級とする ⅠまたはⅢに合格した後 に最初に取得したⅢは、 第8条の4第4項に該当す るものとするが、その後 取得したⅢについては、 第8条の4第4項を適用し ない
		システムアーキテクト			
		プロジェクトマネージャ			
		ネットワークスペシャリスト			
		データベーススペシャリスト			
		エンベデッドシステムスペシャリスト			
		ITサービスマネージャ			
	システム監査技術者				
	情報処理技術者試験Ⅱ	応用情報技術者	2		
情報処理技術者試験Ⅰ	基本情報技術者	1			
情報セキュリティⅢ	情報処理安全確保支援士	3			
情報セキュリティⅠ	(情報処理技術者試験)	1		情報セキュリティⅢはⅠ の上位階級とする	
	情報セキュリティマネジメント				
ウェブデザイン技能検定試験	3級	1			
都市環境デザイン 工学科	技術士第一次試験		2		建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、環境部門に限る 単位認定は1部門のみとする
	水質関係第一種公害防止管理者試験		4		
	土木施工管理技術検定試験第一次検定	1級	2	土木施工	級は2級の上位階級とする
		2級	1		
	建築施工管理技術検定試験第一次検定	1級	2	建築施工	級は2級の上位階級とする
		2級	1		

別表第3 特別学修C

名称・資格・得点		単位数	表記	一般科目・専門科目の別 備考
	実用英語技能検定	1級	実用英検	一般科目
		準1級		
		2級		
	技術英語能力検定	プロフェッショナル	技術英検	一般科目 旧工業英検
		準プロフェッショナル		
		1級		
		2級		
	日本漢字能力検定	1級	漢字検定	一般科目
		準1級		
		2級		
		準2級		
	デジタル技術検定	1級	デジタル	専門科目 制御部門に限る 3級は3年次までの合格に限る
		2級		
		3級		